

第4回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年11月27日（火）16:59～18:34

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ、原英史

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者） 内閣官房：奥田IT総合戦略室内閣参事官

経済産業省：今里大臣官房会計課政策企画委員

中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長

国土交通省：吉澤大臣官房会計課会計管理官

中田大臣官房会計課企画専門官

西永総合政策局行政情報化推進課課長補佐

環境省：須藤大臣官房会計課総括補佐

谷貝大臣官房総務課環境情報室長

厚生労働省：小澤大臣官房会計課課長補佐

屋敷大臣官房参事官（情報化担当）

田畑大臣官房審議官（職業安定担当）

中山職業安定局労働市場センター業務室

主任システム計画官

農林水産省：安藤大臣官房広報評価課情報管理室長

笹木大臣官房予算課課長補佐（補助金班担当）

文部科学省：織田島大臣官房会計課総務班主査

竹田大臣官房政策課情報システム企画室長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

- ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について（経済産業省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）

2. 関係省庁からのヒアリング

- ・雇用関係助成金について（厚生労働省）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間の前でございますが、御予定の方、ほぼいらっしゃっていただいておりますので、第4回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、大崎専門委員、國領専門委員、八剣専門委員が御欠席でございます。また、安念部会長代理及び原委員は遅れてみえられると思います。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日はお忙しいところ、お越しいただきまして、ありがとうございます。

議事の1つ目として、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の電子化について取り上げたいと思います。

先週の規制改革推進会議において取りまとめられました答申においても、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、簡単にオンライン申請できるようにするとともに、経済産業省以外の府省庁においても、補助金申請システムの導入を進めることとされているところでございます。

本日は、経済産業省、内閣官房IT総合戦略室及び中小企業・小規模事業者を対象とする補助金を所管していただいております各省の皆様方にお越しをいただいております。

ありがとうございます。

まずは事務局より、本取組の背景と経緯について、説明がございますので、よろしくお願ひします。

○石崎参事官 事務局から御説明をさせていただきます。

ただいま高橋部会長から御説明がございましたとおり、先般11月19日の規制改革推進に関する第4次答申において、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続の簡易なオンライン申請の実現、2020年4月からの導入を目指すということになっておりまして、その中でも、各省の補助金や有志自治体の補助金について、ID・パスワード方式により、簡単なオンライン申請を実現することとなっております。

これに向けまして、まず、内閣官房IT室におかれまして、2019年度、来年度に実証調査を行うことを御検討されております。この調査は、経産省が開発中の補助金申請システムを各省の補助金で実装するために必要な事項について、各省が所管する補助金システム及びシステムを対象として、検証作業を行うことを目的としたものであります。また、後ほど御説明があると思います。

本日は、経産省からシステム開発の現状等を御報告いただくとともに、IT室からFS調査の構想について御説明をいただきます。その上で、各省所管の補助金等を来年度のFS調査の対象とし、そして2020年度の簡易なオンライン申請に向けてやっていくことに関しまして、各省からの対応方針、今回は各省の会計課、システム担当部局の皆様に来ていただいておりますが、御確認させていただいて、委員の皆様にご議論をいただきたく存じます。

なお、本日は省の取りまとめ部局の御出席ということで、ちょっと座席も限られておりますので、個別の補助金に関する御質問は、場合によっては所管課に確認の上、後日の回

答となる可能性もございます旨を御理解いただければと存じます。

それから、今般の中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の簡易のオンライン申請の実現が、答申の方に載っておりますけれども、今般の行政手続の簡素化の取組は、必ずしも中小企業に限られているものではございません。したがって、中小企業・小規模事業者を対象とするものか、対象としないものかというのを分けてございます。

それから、国が執行の管理をする補助金と、国が執行の管理をする補助金でないもの、要すれば地方の自治体が絡んでくるもの、両方ございます。それを分類してございます。

その上で、各省の方で、内閣官房IT室で行う来年度のFS調査に参加をする御意志があるものにつきましては、○を付しております。それから、補助金名の隣には交付件数を記載させていただいております。

また、「実証調査の対象外とする理由」も、各省の紙にも書いてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、まず、経済産業省より補助金オンライン化システムの開発状況について、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

○中野室長 経済産業省の商務情報政策局情報プロジェクト室長の中野でございます。

お手元にお配りさせていただいている1-1の資料に基づいて、システムの検討状況について、御報告させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして1ページ目、このシステム開発の全体的な基本方針を書いてございます。補助金は様々な種類がございますし、それぞれにおいて複雑なフローを組んでいる場合が多くございます。そのままシステムにしても、使いやすくないですし、費用も大変掛かってしまうということで、執行をゼロから変えるBPR (Business Process Re-engineering) を大前提として、共通的な機能をくり出して、操作もしやすいシンプルなものとするのを、基本の理念として掲げさせていただいております。

実際に申請をする人と執行処理をする人の両者にとって、使いやすいものでなければ、やはり真に効率にはならないではあろうということで、まず、こういう大きな基本理念を掲げさせていただいております。

その上で、2ページ目が「現状の代表的な補助金のフロー」ということで、今年度、具体的なプロトタイプの開発をしつつ、経産省の代表的な中小向け補助金の実態がどうなっているかの調査も同時にやっております。こちらは非常にデフォルメした形ではございますが、フロー自体はこのオレンジで書いてあるような流れでシンプルにあらわすこともできるのですが、間、間で非常に煩雑な処理が、また、これは補助金ごとにそれぞれ違う形で挟まっているのが現状でございます。

申請するときに申請項目が分かりにくくものによって様々でございます。紙に印鑑を押してというような処理があり、また、受け取った事務局のほう、下側ですと、やはり処理

が多いところについては独自のシステムを作って、何とか処理しようとやられていると、その後の交付通知等も条件を付けたり、また、細かいやりとりをしたりと、場合によっては独自のフローを設けていたり、最後にやりとり、やはり事業者の方は分からないところがありますので、事務局が個別にフォローをしているといった形で、民間もそうですし、役所も非常な手間を掛けてやっているのが現状であると整理をしております。

それを、このシステム化を通じて、どのように変えたいかというところがございますが、最初に申しあげましたとおり、基本的には補助金は、補助金の適正化法という法律で基本のフローが定まっておりますので、それをベースにシンプルな機能を提供すると、ある意味、いろいろな補助金ごとによかれと思って、管理の都合上こういうことが必要だろうということで、各事業の裁量によって、いろいろな機能を付けてきているところをもう一回シンプルなどころで見直していただいて、必要なか必要でないのかというところをやった上で、システムを使っていただくということでございます。

また、プレーヤーとして、申請する方と処理する方と両方おりますので、分けつつつながるような形で、申請者が使う部分、執行管理者が使う部分ということで、分けて作ってございます。

3 ページで作っている上と下それぞれについて、もう少しブレークダウンさせていただいたのが、次の4 ページと5 ページになります。

まず、「(フロントエンド)」と書いてございます。補助金を申請する企業の方が実際に使う流れというものでございます。入り口については、法人共通認証基盤、別プロジェクトで作っているこちらを使いまして、ID・パスワードでログインをする仕組みでございまして、その先のやりとりを補助金のシステムでやることになります。

幾つか書いておりますが、例えば次の「補助金選択・ステータス管理」とあるところで、登録されている複数の補助金から選択できます。1 個の補助金だけをやるものではもちろんないところと、あと、実際に自分が今、どういう進捗にあるのかというマイページのような機能を考えております。

また、その右側の「申請入力」でございますが、複数の補助金を処理するとき、共通化できる項目は共通でやることで、似たような情報なのに補助金によって書かせるやり方が違うことを押さえていくと、それによってデータの使い回しというか、一度入れたものがまた使えるというワンスオンリーにつなげていく。さらに、システムになりますので、ウェブ上でエラーのチェック、数字の足し算が間違っているとか、そういったことは当然取り入れていく。

あと、4 つ目のポツになりますけれども、共通化しても、やはり事業によっては図面が必要ですか、特定の書類が必要かというところで、必ずしも共通になりきらないところが当然あると思っておりまして、そこはファイルで添付をするという機能もやはり必要だと考えております。

すみません。4 ページ左下に書いておりますが、ここはちょっと説明を省略してしまい

ました。開発の段階を分けてやっております、今、説明申し上げましたのは、来年の9月に向けて、第1弾リリース中で作っている機能でございます、これで当然足りないとか、もっと便利機能が必要だということはあると思いますので、そこについては、この★で付けさせていただいているようなことも順次実装していくことで、本当に最低限必要なものから、もう少し便利な機能というところで、段階を分けて開発をしております。

5ページ目に行ってくださいまして、基本的に同じ資料で、今度は処理する側です。役所側でこの申請をどう処理するかという機能でございます。管理者の登録ということで、管理者も権限を持って入る必要がございますので、登録の機能があるというものでございます。

その上で、実際のこういう補助金を出しますという補助金名ですとか、概要、要綱、募集期間などをそのシステム上から入力をして登録をすると、その登録された結果がフロントに反映されるというものでございます。

その際に、当然、どんな申請を出してくださいというフォームも執行側から提示をする必要がありますが、フォームについても共通するデータ項目は標準で、システム側で用意しておくことによって、似たような事業のフォームをシステム上で使い回しをして作れるというような機能です。一方で、その下になりますけれども、固有のものも当然ありますので、そこについてはある程度追加いただく。共通化できるものは共通のものを使っている、固有のところは、その固有の追加をしてもらうような仕組みを目指しております。

右側は事業の管理ということで、実際に出てきた申請者を管理したり、検索をしたり、審査をしたりとか、実際に進捗がどうなっているかというところで、どの人が何を出しているか、ステータスの管理といったような機能を考えております。

以上が開発の機能の概要ですが、6ページを見ていただいて「スケジュール」でございます。プロトタイプと申し上げたものを3月末にまずは形にするということで作っております、これについてテストを重ねながらプロトタイプをアップグレードしたものを9月にリリースすることを考えております。そして、それについて経産省の主たる補助金で使い始めるということでございます。その後、追加の開発あるいは他の補助金への展開も進めつつ、2020年4月にはより広く使うというのが、上の青い経産省としての取組というところになります。

また、下のオレンジの部分でございますが、こちらについては、内閣府で取ろうとされているFS調査という事業も、来年度検討いただいております、その候補の確定をいただき、事業の準備をして、来年度、調査を1年間掛けて進めていただく、それで、この我々の経産省でのテストも経た仕組みを2020年4月から使っていただくというスケジュールで考えてございます。

最後に、システム面のポイントとさせていただいております。留意事項というようなところに近いのですが、前提としてこういうところは共有しておきたいというもので

ございます。

まず、システムは、今、クラウドベースでの開発提供を想定しております。こちらについては政府全体で今年の6月にクラウド・バイ・デフォルトという基本的な方針が出ております。また、そのデータを別のシステムと連携をするといったことも当然考えられますので、クラウド環境でのデータの保存や管理及びサービス提供をしたいという方針でございます。

こちらにはついては、本日はこの基本方針の中身は詳しくは私からは解説しませんが、極秘文書以外はクラウドサービスに乗せて問題ないと、もちろんクラウドサービスの検証は必要でございますけれども、基本的に補助金で扱うような情報は、機密性が高い情報はもちろんあると思いますが、いわゆる極秘と言われるものには、通常当たらないだろうということで、クラウドベースで来年度の本番環境は作ることを考えています。

また、現時点では間接補助金をベースに検討していることを2ポツで紹介してございます。こちらについては国が直接執行をする場合、既存のシステムとの連携を検討しなければいけないということがございます。ある意味、基本の機能を作りながら、周辺のシステムと複数連携するというのは、開発として無理がございますので、複雑のシステム連携の発生しない間接補助金を中心に現在は検討を進めております。もちろん、今後、そういった直接補助金、他の関連システムとの連携、調整もやっていきたいとは思っておりますが、優先順位として間接補助金を最初に挙げているところでございます。

また、申請件数の多い補助金で検証ということで、当然ながら件数の多い補助金で、しっかり実績を作ったほうが裨益するところも大きいということで、本当は件数が小さい補助金の方がやりやすいというような実態はあるのですけれども、そこはちょっと難しい方をあえてとって、件数の多いものを選んでやっているところでございます。

これは経産省として、システムを作る上での取組ということで、こういった視点も踏まえつつ、今後の他省庁展開のFS調査もIT室を中心に一緒に連携してやっていきたいと考えております。

以上が、システム開発状況に関する御説明でございます。

続けまして、経産省の補助金のどれを使うのだというところで、関連で説明をとということでしたので、資料1-3-1の表についても、御説明をさせていただければと思います。規制改革の行政手続コスト削減の対象として24の補助金が、経済産業省は対象となっているということでございます。このうち2020年度、システム搭載予定補助金、他省庁でも使っていただくタイミングで、経産省としてシステムを使っていくものとしては、6つ〇を付けさせていただいております。ただし1つ、リストの整理の関係上、ここに載っていないものもございまして、それも含めて経産省としては7つの事業でまずはやっていきたいと考えております。

こちらは最初のページの3番、小規模事業者の補助金ですとか、めくっていただいても一番上にあります、ものづくり・商業・サービス開発支援補助金ですとか、まさに中小企業

の方が、日常、何か新しいことをやりたいときに手を挙げていただく補助金でございまして、中小企業の負担軽減という観点から、これらを優先してやる必要があるであろうということで、まずこちらの7つを挙げさせていただいております。

その上で他の事業については、引き続ききちんと検討していきたいと思っておりますが、例えば4ページ目のエネルギー周りの補助金などについては、現在、内部の調査をしているところ、中小企業向けの補助金と似たような執行スキームであるものも存在しておりますので、しっかり調整を進めていきたいと思っております。

一方で、一部、個人の方が対象の補助金もあると聞いておりました、例えば最初のページで1と2の件数が非常に多いのですけれども、この2つは、個人が導入をするときの補助金になっておりました、今の法人認証基盤と補助金システムという構成上、実装しにくいということで、ちょっと難しいものもあるかなという状況ではございますが、それも含めて検証を進めていきたいと考えております。

経済産業省からの御説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、IT室から御説明を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○奥田参事官 内閣官房IT室奥田でございます。

内閣官房でございますが、法人認証基盤、また補助金申請システムの活用促進ということで、来年度要求、概算要求をさせていただいております。

先ほど、中野室長から説明がありました資料の6ページのオレンジ色のほうにありますように「内閣府によるFS対象とする補助金候補の確定」について、規制室と協力しながら確定した上で、資料1-2にありますような形で、補助金事業に関しまして、高い知見を有するコンサルタント等に委託を行って、補助金等申請処理に係る業務フローの整理でありますとか、システムへの適用可能性、または現行の業務処理システムとの接続・連携方法、追加的なシステムが要るのか要らないのか、または法人認証・補助金システムの導尿による業務削減・効率化に係る効果、また、BPRも含めて業務内容について、調査研究をした上でシステムにどう乗せていくのかということを検討したいと思っております。

これによって、現行の業務やシステムをそのまま入れるということではなくて、ちゃんと内容を把握した上でシステム化していくことができるのではないかと考えております。効率的かつ低コストで法人認証基盤、補助金申請システムを導入する方法について、検討を行っていきたいと思っております。同システムの導入による補助金業務及び申請者の手続削減効果もちゃんと把握していきたいと思っております、そういうことをコンサルのほうに外注しながら、また、外注投げっぱなしではなくて、IT室、または規制室、または経産省とも協力しながら内容を詰めていきたいと思っております。

候補につきましては、規制室と協力しながら、確定した上で対象を決めた上で進めていきたいと思っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、IT室のフィージビリティスタディー調査への省としての対応方針について、資料の1の3について、各省からおのおの5分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○織田島主査 文部科学省会計課の織田島と申します。よろしく願いいたします。

それでは文部科学省の補助金について、御説明させていただきます。資料の1-3-2を御覧ください。これの9ページから文部科学省の補助金が出て参りますが、具体的には39番から52番まで、全部で14件ここに掲載されております。文部科学省の補助金につきましては、地方自治体や学校法人を補助事業者とするものが大半を占めておまして、ここで言う中小企業等を対象とするような補助金になっていない関係がございまして、この表の5ポツの欄です。ここについては、基本的に全て×ということになってございます。

それから、隣の6ポツの欄についてですけれども、一部×という表記がされているところがございまして、具体的には39番、それから10ページ目の47番、同じく10ページ目の一番下の49番が×になっておりますけれども、改めて確認をいたしましたところ、この○×の付け方にちょっと解釈の誤りがあって、全て○ということで、資料を修正させていただければと思います。申し訳ございません。

9ページ目の40番でございまして、私立大学等経常費補助金でございましてけれども、この補助金につきましては、間接補助金となっておりまして、文部科学省から、日本私立学校振興・共済事業団を通じて、学校法人に補助金として交付されているものであります。学校法人と私学事業団との間では、既に独自のシステムというものが構築されておりますので、その中で対応しているようなものでございます。

10ページ目の49番と11ページ目の52番でございまして、この2つの補助金につきましては、平成29年度をもって既に事業としては廃止されているものでございますので、○×は付けておりますけれども、事業としては廃止されている状況でございまして。

文部科学省の補助金につきましては、今、御説明したとおり中小企業等を補助対象としているようなものではないのですけれども、今回、経産省で作成されます補助金の申請システムが、そのような補助金にも対応できるような環境を整えていただければ、そのシステムの対象となるということは十分考えられるのかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

簡単ではありますが、文部科学省の説明は以上でございまして。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは厚生労働省、御説明を頂戴したいと思います。

○小澤課長補佐 厚生労働省会計課の小澤と申します。よろしく願いいたします。

資料は続きまして1-3-2でございましてけれども、6ページの24番からが厚生労働省関係で、全部で15件お出しをさせていただいているところでございまして。

厚生労働省といたしましても、中小企業の行政手続に係る負担の軽減につきましては、

社会保険に関する手続などを初めといたしまして、積極的に取組をさせていただいているところがございます。当省の補助金につきましては、中小企業を対象として、件数の多いものはそれほど多くはないというところがございます。ほとんどが都道府県や市町村などの地方自治体を介して、執行管理なども行っていただいているもので、医療機関や社会福祉法人などに補助しているものが多くございます。

申請者の方々にシステムの利便性を御享受いただくに当たりましては、地方自治体の御協力が必要と考えているところがございます。行政手続部会におかれましても、地方自治体における行政手続の簡素化について、検討・取組を行っていただいていると伺っておりますが、当省としても必要な御協力を行わせていただきたいと思いますところがございます。

現状といたしましては、事務局の方から対象に挙げていただいた補助金の中で、条件を満たし、当省として御提示をさせていただいておりますのが、7ページの上から4つ目の29番の「臨床研修費等補助金」でございます。この1件が調査の対象候補ということで○を付けさせていただいているものがございます。この「臨床研修費等補助金」につきましては、臨床研修医を受け入れる病院において、教育指導を行うことを支援するための必要な経費などについて補助を行うというものでございます。

企業からの申請は数件で、企業以外の中小事業者からの申請件数も、それほど多くはないところではございますが、条件を満たしておりますので、候補として挙げさせていただいているところがございます。

この「臨床研修費等補助金」につきましては、地方自治体が事務を行っているということもありますし、また、当省の他の補助金につきましても、地方自治体の携わる事務が多いということもございます。当省の関係で申し上げますと、オンラインシステム化のメリットを出すためには、申請者の方、それから自治体の方、そして国の3者をつなぐようなシステムが必要となると考えているところがございます。

当省といたしましては、経産省の情報プロジェクト室様や、内閣官房IT室様から開発状況等、よくお話を伺いながら、構築いただくシステムが当省の補助金で利用可能となった場合には、さらなる利用を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省より御説明を頂戴したいと思います。

○安藤室長 農林水産省でシステムを担当しております情報管理室長の安藤でございます。

資料の5ページから御覧ください。農水省の補助金は16番から23番までの8件でございます。いずれも中小企業を含む補助金でございます。国が執行管理しているものでございます。農水省におきましては、農林水産省デジタルガバメント中長期計画を本年6月に策定したところがございます。その中で、補助金及び交付金も含まれます行政手続等全体に

つきまして、農林漁業者や食品産業事業者等がオンライン申請できる共通的な申請システムの構築を検討しているところでございます。現在、行政手続等の現状把握等を進めておりまして、その結果を踏まえまして、共通的な申請システムの対象とする行政手続等を決定する予定としております。

また、経済産業省が構築する補助金申請システムについては、まだ要件が一部固まっていない部分もあることなどから、現時点においては、実証調査の補助金については未定ということにしております。

以上でございます。

○高橋部会長 それでは国交省から御説明を頂戴します。

○吉澤管理官 国土交通省会計課の吉澤です。

国土交通省では、1ページから2ページまでの9本の補助金を挙げさせていただいております。2ページの5番の補助金に関しては、国が執行の管理をする補助金かどうかというところで×を付けさせていただいております。この補助金に関しては、地方分と地方の上乗せ分を国が負担する形になっていまして、執行管理の部分については、いずれも申請が地方公共団体から上がってくるものでありますので、ちょっと×を付けさせていただいております。あとの8本の補助金に関しては全てオール○という形で整理させていただいております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、環境省から御説明を頂戴したいと思います。

○須藤総括補佐 環境省です。

環境省からは10番から6件ほどエントリーさせていただいております。その中で、こちらの補助金は全て二酸化炭素排出抑制対策事業等の補助金ということで、地球温暖化防止のための二酸化炭素の排出抑制に向けての事業となるものでございます。この6件の中で、10番と13番につきまして、FSの対象外という形でさせていただいております。

これにつきましては、この資料の右から2番目のところにも細かく理由を書かせていただいておりますけれども、例えば10番につきましては、パソコンを所持していない申請者が全体の10%を占めることと、あるいはパソコン操作はインターネットを閲覧することのみで、PDF化ができない申請者が全体の20%を占めている。あるいは申請者がリース会社である場合は、全体の40%を占めておりまして、これらのところを合計しますと70%ほど、なかなか業務の効率化にはつながらないのかなという形を考えております。そのため、対象外としたところであります。

ただし、裏を返すと残りの30%につきましては、一応対象として取り込んでも検討できるのではないかと、ですので、5,400件のうち、1,600件ぐらいについてはエントリーできるのではないかと考えております。

それと13番のところでございますが、こちらについても、補助金の要件としまして、個別具体的に1件ずつ、かなり違った形の要求内容を申請者から出させておりまして、プル

ダウン等の画一的な処理にはちょっとなじまないという形と、そもそもの公募件数は400件を超えておりました、それを逐一書類に全部目を通してからという形になりますので、これにつきましても、間接事業の事業実施期間がかなり短くなりまして、事業の執行に支障をきたす恐れがあることから、対象外としているところであります。

そのほか、11番と12番につきましては、一応対象という形でできるのではないかと考えております。

14番と15番につきましては、いずれも対象が中小企業以外という形になっておりますので、一応対象外となるのではないかなと判断したところでございます。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これまでの御説明につきまして、御質問等があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いろいろお考えがあると思いますが、私のほうからお考えいただくお時間の間を使って、お聞きをしたいと思います。

まず、順番に言うと経済産業省にお聞きすることになります。7つの手続を取り上げていただいているのですけれども、それ以外がなぜ取り上げられないのか。要するに、経産省のシステムなので、経産省が率先して実施していただくことが重要だと思うのですけれども、この7つ以外にできないという理由が分かりません。代表的なものについて、なぜできないのか、ちょっと御説明いただけないでしょうか。1と2は個人だというので分かりましたけれども。

○中野室長 現時点では、明確に難しいと思っているのは1と2番と、あとは難しいわけではないのですが、6番は事業自体が昨年度で終わっておりますので対象外と、この3つはある意味もう対象外かなと思っておりまして、残りが15種類ございまして、そこは検討の時間がまだなかったということで、丁寧な検証をしていきたいと、基本的には同じような仕組みでできるものは2020年度に向けてやっていきたいと思っております。ただ、やはり現場現場には様々微妙に違うところもございまして、そこをもう少し確認をするお時間をいただければと思っております。

○高橋部会長 今の話は増える可能性があるという話でしょうか。

○中野室長 はい。増える可能性もあると。

○高橋部会長 具体的に来年度からフィージビリティスタディーを始めるわけなので、それまでにさらに精査していただくということで、増える可能性がある。

○中野室長 そういう意味では、来年度のフィージビリティスタディーは、恐らく経産省の事業は対象ではないと思いますので、他省庁展開ということで。

○石崎参事官 他省庁展開なので、経産省はもう自省の負担でやっていただくということです。

○高橋部会長 分かりました。

○中野室長 ちょうどフィージビリティスタディー後に来るとして、その一番最後の2020年度の使うところについては、増やすべく検討していきたいと思っています。

○高橋部会長 分かりました。

他の省庁に対する説得性もあるので、少し精査していただいて、増やしていただきたいと思っています。そこはよろしくお願ひしたいと思っています。

他はいかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 資料の1-3-1の表の見方とお答えの関係がよく分からないので教えていただきたいのですが、例えば厚労省や文科省で、6の「国が執行の管理をする補助金か」というところで×を付けられたものについては、今後、補助金の申請手続のIT化については、どういう取組をされるのでしょうか。7で×を付けると8で理由を書かなければいけないことになっていると思うのですが、6で×を付けると何も書かないという形になっているようなので、どういう趣旨でこれにお答えになっているのかをちょっと教えていただきたいと思っています。

○高橋部会長 これは聞き方の制度設計なので、チェックは経産省がやったのですか。

○林委員 各省がお答えになっているのですけれどもね。

○高橋部会長 それは統一的に聞いているわけでしょう。

○石崎参事官 これは事務局からお配りして、統一的にお聞きしたということでありませう。

○高橋部会長 では、事務局は今のお話は、何で6だけは理由がなく、すぐに落ちるといふ話になっているかという。

○林委員 すみませう。私の質問は6で×を付けたものについて、厚労省や文科省はその補助金手続のIT化について、では、別の策をお持ちなのかということをお伺ひしたいのです。

○高橋部会長 では、そういうことであれば、厚労省や農林水産省ですか。

○林委員 文科省です。

○高橋部会長 文科省ですか。ご説明ください。

○織田島主査 文科省のほうから先に御回答させていただきたいと思うのですけれども、先ほどの説明の中でちょっと不十分だったかと思うのですけれども、今、×が付いているものが、9ページ目の39、それから10ページ目の47、同じく49、この3つなのですけれども、これについては、我々の資料の作成段階でちょっと解釈の誤解がありまして、全て○という形で整理をさせていただきたいと思っておりますので、×ではなくて○とさせていただければと思っております。

○林委員 そうすると、そこが○だと、7で○を付けてないものについては、8で理由を書かなければいけないと思うのですが、7で○が付いていないものについて、8に理由が書かれていないのはどうしてなのでしょう。

○織田島主査 この資料の作成について、5の欄と6の欄、両方○になった場合について7を書いていたいただきたいという話がありましたので、そもそも補助事業の対象者に中小

企業がないものですから、7の欄は記載をしていないということでございます。

○林委員 そうすると、最初の質問に戻って、中小企業が入っていないものについて、補助金の手続のIT化については、文科省はどのようなプランをお持ちなのですか。

○織田島主査 それぞれの補助金によって、若干違う部分があるのかもしれないのですが、まずは経産省でつくられるシステムで、こういった中小企業を対象としないようなものについても、広げていただけるようにちょっとお願いをしたいと考えておりました、その辺の環境さえ整うようであれば、このシステムで対応することについて具体的に検討していきたいなと思っております。

○林委員 ありがとうございます。

そういうことであれば、共通基盤ができるのかなと期待いたします。

○高橋部会長 今の話、経産省の立場という話なのですが、そこはそういう御用意はあるのですか。中小企業支援外にも広げるという。

○中野室長 現段階で、そこまでのことは計画をしておりませんので、今後の検討課題と考えております。個人の申請をどう処理するか、マイナンバーカードの機能を使うかといったような議論も含まれますので。

○高橋部会長 文科省だと私学の話だと思うのですが。

○中野室長 私学、法人の範囲は比較的広いので、必ずしも文科省さんが×を付けたのが全部個人ではないと思いますので、そういったものは対応できる部分もあるのではないかとと思いますが、純粹個人の申請となると今の認証の機能では対応できない。

○高橋部会長 それは分かりました。

○中野室長 法人にもいろいろなものがあるところについては、排除はしておりません、というのが現在のところでは。

○林委員 すみません。私の質問のその心は、本日のこの会議はとてもお役所お役所していて、杓子定規に区切ってこの範囲でお答えしましたということなのですが、もとのワンストップ、ワンズオンリーというところに立ち戻って、なるべく広く考えて、ここでもお答えいただかないと、結局、何かそこの部分だけ手当しましたということに、またなってしまうのではないかとということで質問させていただきました。

○高橋部会長 一つの例だということで、文科省、そこは経産省は別に私学排除していないというお答えだったと思いますけれどもね。

○織田島主査 よく調整させていただければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○高橋部会長 では、そこは是非よろしく。

御指摘は農林水産省ですか。

○林委員 いや、厚労省です。

○高橋部会長 ごめんなさい。厚労省、どうぞ。

○小澤課長補佐 厚生労働省です。

先ほどの説明でも少し申し上げていて、また役所的な話になって恐縮なのですが、国の交付する補助だけではなくて、地方にも厚労省の場合は財政負担を、都道府県とか市町村にも2分の1負担とか、3分の1負担とか財政の補助をいただいていると、今、一緒になって補助をしたり、執行管理をしている状況がございます。

そういったものは今回の調査の中では×を付けるような仕組みになっていたものですが、今回は×という形で付けさせていただいていますが、経産省やIT室が作られる今後のシステムの中で、そういったものも受け入れられるようでありましたら、開発状況をお伺いしながら、厚労省としても、しっかりとフィージビリティについて検討させていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

農水省でも今、農林水産省共通申請サービスの構築を検討しておられて、それと経産省のほうも、まだ定まっていないので、それを見ながら進めると書かれています。ただ今の厚労省のお話でも、厚労省でもいろいろ改善をお考えになっているところがあると思うのですが、やはり各省で今なさっているところが、最終的にはワンストップ、ワンズオンリーという形でちゃんと連結するようお願いしたいと思っております。ID・パスワードがたくさんできることになると、また当初の目的から離れていってしまうと思います。その点、是非連携していただきたいと思っております。

以上です。

○高橋部会長 農水省、何かコメントありませんか。

○安藤室長 農林水産省の補助金、交付金につきましては、個人事業主の農業者等の申請が多く、また、市町村や都道府県を経由して来るような申請が多いのですが、法人の部分につきましては、経産省が作ります法人共通認証基盤などを通じまして、申請者がやりやすいように構築して参りたいと考えております。

○高橋部会長 では、やっていただけるのですね。法人である場合については。

○安藤室長 補助金申請システムを使うかどうかはまだ未定なのですが、少なくともその入り口の法人共通認証基盤は、法人については使っていきたいと考えております。

○高橋部会長 それで事務局いいですか。

○石崎参事官 それは一応、経産省の御見解もあると思うのです。

○高橋部会長 経産省。いかがですか。法人認証基盤は入り口として使いたいと。

○中野室長 認証基盤は、運用費の問題はまだ議論が必要ではありますが、基本的には、様々な手続で使ってもらうものとして用意をしております。その接続用の仕様も公開をしてFAQなども出していくということで、当然やっております。今のお話に限らず法人が手続をするという、処理側は各省で作っていただく。入り口のところは法人のIDを接続して使っていただくのは、我々としても理想としているところですので、基本的には御相談はどんどん受けていきたいと思っております。

○高橋部会長 では、そういう方向で農林水産省は、是非やっていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

代表的なものは経済産業省と環境省なのですが、資料1-3-1の3ページ12番目「離島のガソリン流通コスト対策事業費」と、14番「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費」の備考欄、あるいは資料1-3-2の3ページ「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」のFS対象としない理由の欄に、IT、電子申請の可能な環境が整っていない場合が多いとあります。この点について、経産省は留意が必要ということで、今後検討されると思いますし、環境省は、70%がそういう環境がないからちょっと難しいよなというニュアンスなのですが、中小企業とか小規模事業者の中には、パソコンがなかなか使えないという人が確かにいらっしゃると思うのです。

申請が、例えば紙とパソコン両方するとなると、これもまた大変手間で、逆に電子申請が普及しないという問題があるかと思っております。こういうようなところ、確かにパソコンを使えない人がいることは事実なので、それについて今後どう対策をしていくのか伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋部会長 これは環境省と経産省にお聞きされていると思うのですが、いかがでしょうか。

○今里企画委員 経済産業省の会計課でございます。

基本的には、今おっしゃられたような論点が存在することはおっしゃるとおりでありますけれども、幾つかの、例えばこのシステムの中に入っていないIT導入補助金のような、中小・小規模事業者が対象となっているような補助金であっても、基本的には100%全て電子の申請を求めて試行的にやっているような補助金もございます。

その補助金は、補助の対象事業者がまさにITを使うために使っていただく補助金なので、100%電子申請という形でやっておりますけれども、そういうものから試行的に始めながら、このシステムも利便性が高いものを作って、できるだけメリットを感じていただいで入っていただくような形で、段階的に移行していくように進めていきたいと思っております。したがって、この項目の中でも留意が必要と書いてあるのは、確かに留意は必要ですが、こういうものを排除してしまうと前に進まないの、こういうところも検討対象に含めてやっていきたいと考えてございます。

○川田専門委員 分かりました。

○高橋部会長 では、環境省どうぞ。

○谷貝室長 環境省といたしましては、直接中小企業にPCを使ってくれとはなかなか言えないのですが、例えば行政手続の中でマニフェストといったものがあるのですが、そういったものを電子化を推進したりとか、あるいはCO2の排出の報告等で電子化を推進したりすることによって、ITを使う方向に誘導はしていきたいと思っております。その結

果として徐々におのずから中小企業もPCを使うようになっていくのかなと思っておりますので、直ちに上辺だけどうこうではないのですけれども、我々の施策からできるだけIT化を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○川田専門委員 はい。

○高橋部会長 すみません。環境省は先ほどの御説明でも低炭素型ディーゼルトラックの普及加速については3割は使えるだろうということでした。そういう意味では5,000件の3割で1,600件ぐらいは使う人がいるだろうから意味はあるとお話があったので、これはその部分は、乗っていただくことはお考えだと受け取っていただいてよろしいでしょうか。

○須藤総括補佐 一応検討に値するという形になっています。乗っかっていくと。

○高橋部会長 検討に値するのではなくて、やっていただければありがたいと思いますが。

○谷貝室長 コストの問題があるので、先ほどおっしゃったように両方やるとコストがふえてしまうので、だから、そのコストに比してやる価値があるかどうか等も含めて検討させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 では、経産省とよく御相談ください。どうもありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

すみません。もう一回ちょっと林先生の問題提起についてなのですが、自治体が管理していると言っても、これは例えば2分の1負担なので、別に要件を変えているわけではないですね。厚生労働省は補助要件を変えているわけではないのですね。補助金について、自治体が執行管理しているとおっしゃっているのですが、補助要件そのものは統一的にやっているのではないのでしょうか。

○小澤課長補佐 いろいろなタイプがございまして、県や自治体自体に補助をして、そこから県や市町村が独自に事業者に補助をする場合など、いろいろなタイプがありますので、そこで、どういうものがシステムに乗れるのかというのを、御相談させていただきながらなのかなと思っているところでございます。

○高橋部会長 では、一律にもうやらないという話ではなくて、そこはやはり補助金の性格に応じて乗るものがあれば乗っていききたいということはあるのですか。

○小澤課長補佐 先ほど、申し上げた趣旨は今後、開発されていくシステムの中で乗れるものがあれば、我々としても協力させていただきながら、乗らせていただきたいと思っております。

○高橋部会長 単に2分の1とか3分の2、3分の1みたいな補助率だったらば、それは乗りやすいのではないかと思うのです。都道府県自体が基金を作って、その基金に入れるみたいなやり方だと難しいと思うのですけれども、補助負担率だけの問題であれば、それは国に自治体のほうから入っていただいて参加していただくというのは、十分あり得るの

ではないかと思うのです。

そういう意味では、都道府県、自治体がやっているからといって一律に排除するのではなくて、他のお役所にもお願いしたいのですが、そこは国が執行管理していないといっても、別に都道府県に乗っていただくということはあり得る。例えば、国が基本的に補助要綱を定めて出しているものについては、それについて乗っていただくことは十分あり得るのではないかと思いますから、そういう方向で是非御検討いただければと思います。

まずは厚労省、よろしいでしょうか。

○小澤課長補佐 今回お答えさせていただいたのは、一応、事務局の仕切りに従ってのお答えですので、いただいた御意見を踏まえて検討させていただければと思います。

○高橋部会長 国が執行管理していない補助金という点では、幾つか多分他にもあるのですよね。厚労省と文部科学省ぐらいですか。

事務局、いかがですか。

○石崎参事官 国交省の5番がそうです。

○高橋部会長 国交省は前向きにお答えをいただいているので、非常にありがたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○中田専門官 国土交通省です。

今、公共団体という観点でお話があったと思うので、国土交通省自体は公共事業を主に地方公共団体、都道府県、政令市、市町村向けに直接補助をしているものがたくさんあります。金額にしておよそ2兆円ほどございます。それについては、平成27年から段階的に、今、経産省さんがやられようとしているフィージビリティ調査をやって、実際に全体で2兆2000億円あるのですけれども、2兆円分についてはクラウド化したシステムを現状もう動かしております。

今動いているものと、これから作っていただくものが、先ほど経産省の資料1-1の7ページの2ポツの中ほどにあるかと思うのですけれども、公共団体の場合はネットワークでLGWANという問題があって、国とちょっとネットワークの構成が違います。

また、あとセキュリティークラウドで、マイナンバーみたいなものにつながっている、つながっていないとか幾つかの課題があって、国土交通省の2兆円分については、今は、これを使わない形でやっております。

経産省がやっていただいているもので、こういう検討課題が解決されるのであれば、そこですり寄っていくことはあるかと思うのですけれども、現状は今動いていることと、課題が残っていることで、今すぐというわけではないのですが、当然、問題なく使えるということであれば、そちらに寄せさせていただきたいと思っております。

ただ、国土交通省の場合は、公共事業の「見える化」という観点でストックをきちんと国民の方に説明していくことで、費用負担を求めない形で、国が開発をしている経緯がありますので、公共団体に費用負担みたいな議論になると、ちょっと別の議論になってしまう恐れがあるかと思っております。

○高橋部会長 分かりました。そこはうまくやっていただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

先ほど議論になったところと重なるのですが、低炭素型ディーゼルトラック普及加速事業は、やはり非常に件数が多く、国執行の対象であれば一番件数が多い案件です。これが外れるのは、やはりどうかなという気がいたします。先ほど3割という話が出ていましたから、これを3割にしても1,800近くありますから、その数だけで言っても、この左上のブロックの中でも相当な数になるということです。

もう一つは、中身に入る必要は当然ないのかもしれませんが、こういうものというのは、次の技術でトラックが、例えば電気だとか水素だかそういう、あと自動走行的なものが普及しなければいけない局面に来たときに、同じような補助の政策があるとすれば、これはやはり積極的に電子化に取り組むべきものではないでしょうか。

なおかつ、今パソコンを持っていない人が1割だとか、使っていない人が2割だとか、ちょっとリースの問題は別途技術的な解決が必要かもしれませんが、持っていない人がいて、逆に持っている人がこれによって非常に効率的に進めば、そこはまさに競争になるので、逆に、あそこがそんな簡単にやっているのだったら、俺も電子申請しようとなるので、今使っている人が少ないからやらないというのは、ちょっと短期的な思考に過ぎるのではないかという気がいたします。やはり実行する方向で検討することはできないのでしょうか。

○高橋部会長 環境省にコメントをお願いしたいと思います。

○須藤総括補佐 そうですね。流れからいって、そういうものを全然検討しないことはあり得ないと思いますので、もう一度、補助団体などと相談しながら、乗れるものについては乗っていく形で話を進めていきたいなと思っています。

○高橋部会長 是非、もう一回聞くことになるかもしれませんが、そこはよろしく願いしたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 パソコンを持っていないとか、スキャナーを使えないだとか、そういうデジタルデバイドの問題については、例えばアメリカでも図書館のパソコンを使えるようにしたとか、使い方の指導をする人がいるようにしたとか、そういう手当が社会一般に進められているようです。日本でもどのIT化促進についてもこの話は出てくるので、図書館とか市役所などで、機器を使えるようにするとか、サポートすることを、この場ではないかもしれませんが、IT化を進める上でそういうインフラも考えることが、デジタルデバイドがハードルになるときに役に立つのではないのでしょうか。

IT室のご担当なのでしょうか。

○奥田参事官 デジタルデバイド対策については、IT室でもいろいろ考えたいと思って

おりますし、サポーター的なものであったり、あとは今、マイナンバー対応で市区町村にタブレットを配付したりということもあたりるので、そういった部分での活用なども今後検討の一つではあるかと思えますけれども、スキャナーとかデバイス関係をどこまで配付していくのか、それをどのように活用していくのか、予算の面もありますので、検討は慎重にやらなければいけないと思えます。

そういったサポート的なもの、デジタルディバイド対策は当然デジタル化を進めるに当たっては、言葉は悪いですがけれども、落ちこぼれていくとか、デジタル化になじめない方々への対応は必要かと思っております。

○高橋部会長 繰り返しますが、環境省の1,600という数字は、これは表を見ていただければ、一番多いほうの数字なので、コストベネフィットからいって1,600はどうでしょうかという話をされると、他の手続は全然コストベネフィット的に合わないのやらないみたいな話になってくる。そこはもう1,600あるので是非やる方向でやっていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

では、お時間になりましたのでここまでにしたいと思います。

2020年4月に向けた補助金申請のオンライン化に関しましては、2019年のフィージビリティ調査の対象等を含めまして、行政手続部会において改めて議論させていただきまして、方針を決定して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

各省の皆様、大変お忙しい中、集まっておりましたありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願いたします。

(国土交通省、環境省、農林水産省、文部科学省退室)

○高橋部会長 どうも、お待ちいただきありがとうございます。

それでは次の議題に移りたいと思えます。続きましては雇用関係助成金につきまして、厚生労働省よりヒアリングを行いたいと思えます。ヒアリングを行うに当たりまして、事前に議論における論点を資料の2-1のとおりメモにまとめて、厚生労働省に対して通知をしております。委員、専門委員の皆様におかれましては、御意見を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論を頂戴したいと思います。

それでは、厚生労働省より雇用関係助成金のオンライン化に関しまして、資料の2-2から2-4に沿って10分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○田畑審議官 厚生労働省大臣官房審議官、職業安定担当の田畑と申します。

それでは、お手元の資料に沿って、論点メモもいただいておりますけれども、そこも含めて御説明を申し上げます。

まず、雇用関係助成金のオンライン申請をめぐる状況でございますけれども、お手元の資料の1ページから2ページにかけて「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン」から抜粋したものを掲載しております。

雇用関係助成金のオンライン申請に係る部分としては、この後の行政手続の簡素化の工

程表に、社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険、労働保険）と書いてある一番下、2020年度の一番下の○に「雇用関係助成金のオンライン化」という記載がございます。

また「行政手続簡素化の取組に関する工程表」で、これにつきましては2018年度に予算要求を行い、2020年度の可能な限り早期に雇用関係助成金について、オンライン申請を実現するというので、工程表に記載されているところでございます。

なお、資料には掲載をいたしませんでしたが、厚生労働省において、今年3月に定めた「行政手続コスト削減のための基本計画」におきましては、助成金のオンライン申請については、平成31年度までに具体的検討準備を進め、可能なものから平成32年度以降、順次稼働を目指すとされており、これらに沿って作業を進めているところでございます。

2ページの下に概算要求ということで、現在の状況を記載しておりますけれども、この工程表に基づきまして、平成31年度の概算要求を行っているところでございます。オンライン申請のためのシステム開発経費を概算要求しております。

実施方式でございますが、3ページに記載をしておりますけれども、上段が当面の実施方式ということで、オンライン申請開始当初の方式を示したものでございます。雇用関係助成金のオンライン申請の申請窓口はe-Govを想定しております。現行、e-Govは連携に必要な仕様が公開をされており、雇用関係助成金のオンライン申請のための開発仕様書を作成するなど、調達準備をすることが可能であり、結果としてオンライン申請の実現を最も早くできるものと考え、この方式とすることとしたものでございます。

また、e-Govは申請者が直接ウェブ上の画面に申請内容を入力する方法と、市販ソフトウェアなどによるAPI連携による方法と、両方の方法が利用できることから、様々な申請者のニーズに対応しており、多くの利用が期待できることも考慮したものでございます。ただし、現行e-Govは、法人共通認証基盤と連携しないと聞いておりますので、当分の間は電子署名による認証となります。なお、厚生労働省による独自のID・パスワードの発行はしないことにしております。

次に下の段ですけれども、e-Govは2020年、平成32年10月に次期e-Govに更改される予定と承知をしております。ハローワークシステムも新たな開発を行い、2021年度中に次期e-Govと接続する予定としております。次期e-Govは法人共通認証基盤と連携する予定と聞いておりますので、次期e-Govが連携、接続するようになればID・パスワード方式による申請が可能となるものでございます。

実施に向けた調整状況でございますが、現在、2019年、平成31年の4月当初から設計が始められるよう、調達準備を行っているところでございます。また、オンライン申請に向けた開発を行うとともに、申請に当たって、受付から審査・支給決定に至る業務プロセスの見直しに対応した開発も行うことにしております。2020年度中のできるだけ早期に開始できるよう、鋭意取り組んで参りたいと考えております。

以上が論点の1と2に関する説明でございます。

次に論点メモの3でございますが、雇用関係助成金の一覧表でございます。

現在、都道府県労働局で支給を行っている助成金、字がちよっと小さくなって恐縮ですが、表にお示ししたとおり12種類ございます。表の右端に○と△のマークを付しておりますけれども、現在、予算要求している開発でオンライン申請の対象とするのは、一番上の「特定求職者雇用開発助成金」であります。雇用関係助成金は毎年度支給要件の改正を行っており、その改正に伴ってシステム改修が当然必要となりますけれども、システム改修が支給要件の改正に追いつかないこともままございます。

そういったことがある中で「特定求職者雇用開発助成金」はある程度要件が固まっております、大幅な支給要件の改正が想定しにくいこと、また、雇用関係助成金全体に占める支給件数が多いこと、それから、2020年度中のオンライン申請開始に間に合わせる必要があることから、これをまずは対象とすることで、開発を行うこととしております。

なお、△マークのその他の助成金についても、大幅な支給要件の改正が想定されるものかどうか、また、支給件数が多いことなども考慮しながら順次オンライン申請の対象とすべく、検討を行って参りたいと考えております。

我がほうからの説明は以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

当面は、法人認証基盤は使わずに電子署名で対応されると御説明があったようにお聞きしたのですが、そういう受けとめでよろしいのでしょうか。

○田畑審議官 はい。e-Govにまずつなぐということですので、e-Govが次期に変わったところでID・パスワードという方式になりますけれども、それまでは独自の開発を行いますと、開発に時間が掛かってスタート時期が遅くなるということもありましたので、当初は、この形でやらせていただければと考えてございます。

○高橋部会長 すみません。法人認証基盤は入り口としてなぜ使わないのですか。使うと何か問題があるのでしょうか。

経産省、そこはどうなのですか。

○中野室長 法人認証基盤は入り口の機能ではなくて認証の機能ですので、e-Govというユーザーの方がいらっしゃる口は1個必要でございます。先ほどの補助金の話でも補助金のメニューは当然あって、そのときにログインする機能として、連携して認証を使うということですので、インターフェースは厚労省さんの御説明ではe-Govを使うと、e-Govの裏で認証を動かすか、動かさないかということでございます。e-Govの代わりに認証基盤が直接入るということではないです。

○高橋部会長 分かりました。

○田畑審議官 あと、ハローワークシステムは、e-Govのような申請を受け付ける画面や機能が存在していませんので、直接、法人共通認証基盤を接続するというのであれば、

e-Govのような申請を受け付ける画面や機能を構築することからやらないといけないことになりますので、その場合は開発の期間は現在の想定よりも長くなる。また、コストも必要になるといったことから、こういった方式をとらざるを得ないと考えてございます。

○高橋部会長 ちょっと、今の説明は、私は理解しがたかったのです。経産省、厚労省が言っていることを分かりやすく説明していただけますか。

○中野室長 厚労省の仕組みは後ろの処理をやっているだけで、直接、事業者の方の受け付ける画面がございませんということをおっしゃっています。では、画面は何を使うかというときに、今、e-Govという選択肢が一番使いやすいということで、e-Govを使う。

ただ、そのときに現e-Govは、認証基盤との接続はスケジュール上、2021年度以降になっておりますので、その間は使えないということをおっしゃっておられます。

もう少し言うと、現e-Govはなぜ認証基盤を使えないのか、これは更新するものになっていますので、さすがに新しいものを作っている途中から、現のものを追加投資するのはちょっと現実的ではないということで、止める前提のものは粛々と使い続ける。新しいものは認証基盤と接続をいただくということで、我々も情報提供させていただいております。

○高橋部会長 なるほど、そうすると選択肢はないということですか、この2つの。このような選択肢しか実際的にはあり得ないということですか。IT室もそうですが、実際からして、こういう選択肢しかあり得ないということですか。

○奥田参事官 そうですね。e-Govの認証基盤は電子認証を持っています。e-Govを更新するタイミングで法人認証基盤と連携ということが、費用対効果を考えても一番効率的かと思われま。

○高橋部会長 なるほど。

○佐久間専門委員 ちょっといいですか。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ちょっと先ほどの説明にもあったかと思うのですが、この雇用関係助成金の一覧の中の12番の「人材開発助成金」も30年度の整理統合というのがあるので、膨らんでいるのだとは思いますが、件数、額ともかなり大きいもので、これについては今後検討となっているわけですが、これは今後、検討とせざるを得ない理由というのは、これはハローワークシステムとは別だということなのですか。ちょっとその理由をもう一度教えていただければと思います。

○田畑審議官 助成金は毎年見直しをやっていて、支給要件が変わるものもございませ。そういう中で要は開発コストの関係からある程度支給要件の改正が想定しにくいもの、特開金のここに記載していますように、就職が特に困難な方を継続して雇い入れる場合に、一定の額を助成する仕組みですが、その仕組み自体は大幅な改正は想定しづらいということで、まずはこれを優先的に開発する。それ以外の助成金もやらないということではなくて、ハローワークシステムの改修が必要となりますので、その費用対効果です

とか、それから支給要件の改正がどの程度見込まれるか、そういったいろいろなことを検討しながら、対象にするかどうかを今後検討していくということでもあります。

御指摘のとおり「人材開発支援助成金」は、件数もたくさん出ていますし、こういったものを対象にすることについては、我々も対象にできるかどうかということは今申し上げたようことも踏まえながら、検討を進めていく必要があるだろうとは考えております。

○佐久間専門委員 いいですか。

○高橋部会長 どうぞ。

○佐久間専門委員 事業者とのインターフェースは、次期e-Govになって、その後ろの、要するに、申請処理する側のシステムが今はないということなのですか。ちょっとそこがよく分からなかったのです。

○中山計画官 現在は安定所の職員が、安定所の端末から入力して処理をするような仕組みになっていまして、電子申請から渡されたデータを安定所の職員が審査するような仕掛けを持っておりませんので、そういう部分を作り込まなければいけないことになります。

○高橋部会長 今のはよく分からなかった。審査する仕組みを持ってないというのはどういことですか。要するに、電子申請は来てデータがあるわけですよね。データでそれを画面上で見て、これはオーケー、これは駄目という判断をするだけなのではないでしょうか。

○中山計画官 まず、安定所の処理の場合はOCRとか手入力で、紙のものを入力していきます。今回電子申請の場合は、それを画面に表示するようにデータを持って行って表示させるような機能が必要なのと、それからデータを受け取ったというのを確実に向こうに知らせる方法が必要だとか、いつ受け取った、いつ処理を開始したとか、そういう管理をする部分が必要です。

最終的に、今、処理が終わって公文書として通知を返すのを実際に手作業でやっているわけなのですが、それを電子公文書の形で返すような機能が必要とか、そういう部分の作り込みが必要でございます。実際の、その先のお金を計算したりとか、そういう処理はもう既にございますが、その電子申請から受けたデータの処理をどうやるかという部分は、作り込みが必要でございます。

○高橋部会長 それは一個一個の助成金について、別個の作り込みをしなければいけないということですか。

○中山計画官 共通でできるものもありますし、助成金によって変えるものもあると思いますけれども、一概にここでどういことは言えないです。

○高橋部会長 いや、何かそこは共通のシステムの作り込みは素人的にできないですか。

昔、システム構築の御専門でいらっしゃった田中先生、どうぞ。

○田中専門委員 現在は申請内容をハローワークの人が手作業で入力しているとのことです。とりあえずオンライン申請のシステムだけでも完成させ、そこから先は現状どおり手作業でやるのであれば、簡単にできるような気がします。自動で応答するところまで

作り込まないとシステムがスタートできないというのは、100%完成させないと走り出せないと考えているように聞こえたのですけれども、そのようにお考えなのでしょうか。

○田畑審議官 電子的なデータを紙で打ち出して、手作業で処理して紙で返すことであれば、それはそれでできないかと言うと、不可能でないということでありますけれども、それを電子申請と言うのかどうかというところはあると思うのです。

それから、どういうタイミングでスタートするかという話はあるのだろうと思いますけれども、我々はせっかくお金を掛けて開発するのであれば、業務の効率化、それから受付から審査、支給決定に至る業務プロセス見直しも行いまして、効率化といいますか、国民の、それから事業主の利便性に資するような形でのシステム開発を行いたいと、今考えているところではございます。

○高橋部会長 すみません。我々の仕事は事業者の負担を軽減することで、確かに電子化に伴って、行政自身のコストの負担も同時に解消するのは重要だと思うのですけれども、まずは事業者の負担を軽減するという話なのです。そこは申し訳ないのですけれども、事業者のほうは電子で完結すれば問題ないように思うのですけれども、我々の取組としてはまずは。

○田畑審議官 審査に係る手続とか、それに掛かる日数とか、そういったことも含めて、事業者の利便性ということではあるかと思えますけれども。

○高橋部会長 堤専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 今の御発言ですと、例えばこの3のところの実施方式に書いてある申請者に対して審査結果を通知するところが、紙の出すのなら大丈夫ですよという、先ほどの田中先生の御発言に関して、デジタルで来たものを紙という、そういう意味合いでございませうか。もし、そうだったとしたら部会長がおっしゃっていらっしゃるように、例えば事業者が出してきたものの結果は、別にペーパーで分からなくても、例えば法人番号、マイナンバーでログインして、そのマイページに表示をされているとか、そういう状況でもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○中山計画官 まず、マイナンバーで返す話についてお答えしますが、それは、やはり作り込みが必要になりまして、法人番号経由ですので、紙で打つか、システムでそっちに渡してやるかという話になると思います。

それから、紙で返す話もありますが、申請書に誤り等があった場合に訂正してもらわなければいけないとか、そういう話も当然あるのですけれども、紙で印刷して電子で返す手段がないと、郵送なり、安定所の職員が行くのもなかなか大変ですので、来てもらったりとかもあるかと思えます。そういう部分についても、できる限り安定所に足を運ばなくていいように電子化すべきだと、このようなことを今考えております。

○高橋部会長 それは、要するにミスがないように、ミスが出たら自動的に表示するか、誘導機能するとか、いろいろなことがあって、申請手続上のミスが出ないようなシステム構築というのは、できるのではないのでしょうか。少なくとも軽減できるようなシステ

ム構築はできないのでしょうか。

○中山計画官 入力申請書だけの問題で解決する話であれば、機械的なチェックはできると思うのですが、助成金の場合はその申請項目について確認するための添付書類が、かなりの分量が実際にあるのですが、それと申請された内容に齟齬がないかという確認作業が、審査業務として発生するのですけれども、その部分はちょっと機械ではやり切れないということがございます。

○佐久間専門委員 ちょっと確認です。工程で先ほどの一部は2021年度の次期e-Govのときから、実際に電子署名ができるようになるのですが、残りの雇用関係助成金で今後検討となっているものは、これはいつごろということなのでしょうか。

○田畑審議官 特開金でシステムを開発したものがどれぐらい他の助成金でも使えるかとも関係をしてくるかと思えますけれども、いずれにしても、概算要求において、2020年度、どういうものを取り込んでいくかを検討した上で、順次できる限り早くそういったオンライン申請の対象となるように、システムの開発を進めていくこととなりますので、今の段階で△を付けた、どの助成金がどのタイミングでできるかということとはちょっと現段階では明確には申し上げにくい状況ではございます。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 今の佐久間専門委員の質問にも関連するのですけれども、資料2-3と2-4を結合すると、要は、特定求職者雇用開発助成金だけは2020年度のオンライン申請に間に合わせますと、それ以外の11の助成金は2021年度以降にオンライン申請が順次できるようになっていくという御回答だったように思うのです。そうなりますと、一体いつになったら、ID・パスワード方式による全体としての助成金のオンライン申請が完成するようになるのが全然見えてこないのです。これだけの助成金件数がありながら年度を区切っていないのは、問題があると思うのです。したがって、いつまでに完成させられるのかをきちんと明示していただきたいというのが、私の意見です。

○高橋部会長 はい。それはいかがでしょう。

○田畑審議官 まずは特開金について、オンライン申請できるように、これは2020年度中のできる限り早い時期になっていますので、その開発に全力を尽くしたいと思います。それ以外の助成金についても、先ほど申しあげましたけれども、支給要件の改正がどの程度見込まれるかですとか、システム開発の費用対効果が高く事業主の利便性が高い助成金を優先的に検討いたしまして、そういったものについてはオンライン申請の対象にすべく検討を進めたいと考えております。

○高橋部会長 堤専門委員、どうぞ。

○堤専門委員 実際に私の会社でも、例えばキャリアアップの助成金だとか、こういったものを提出していますので、助成金の中にとこと細かに一人一人の従業員に対して、どのような訓練メニューを、いわゆる作文部分が多い書類なので、赤字添削をされて返されると、つまり1回で通らない書類になってしまっているところがあると思います。

ちょっと本論から外れてしまうかもしれませんが、例えばこれをオンラインで全部やっ払いこうと今後思うのであれば、書類自体も例えば一人一人に対してのこと細かなキャリアアップを書いていくというよりも、典型的なテンプレートを幾つか使い、それに対してどういう訓練を何時間行うとか、ゴールイメージを示しているものに対して、このようなセミナーを何回受けるという何を何回という形であれば、多分このオンライン申請にしていく、そこに対して赤字が出るという形の、それは、多分申請書類の、どういうものを書いていくかというところに来るとは思うのです。

中小企業にとって、キャリアアップ系の助成金を通すというのは、本当に時間が掛かりますし、1回では通らないですし、社労士さんがいても駄目かもしれませんという形だとすると、今、部会長がおっしゃられたように事業者のためにも、そして細かに御指導を賜ります係の皆様方のお時間等を考えても、通常の回答が来るまで1カ月以上掛かるあたりが、やはり今回の行政改革の一番変えていこうというところに根差していくのではないかと思いますので、そのあたりも踏まえまして、御検討賜れましたら幸いです。

以上です。

○高橋部会長 いかがでしょう。

○田畑審議官 申請書類ですとか、添付書類につきましては、事業主の皆様の御意見もお伺いしながらできる限りの簡素化とか効率化に努めたいとは思いますが、それぞれの助成金の支給目的でありますとか、また、適正な支給、これは事業主の方からいただいた貴重な保険料を財源に支給しているものでございますので、そういった観点からやはり必要最小限のものは取らせていただくと、また、必要なチェックも当然させていただく必要があるかと思えます。そういったことも含めて、できる限りシステムの中に取り込むことになれば、やはり一定の開発スケジュールは必要かと思えますけれども、そういった費用対効果等も鑑みまして、今後の作業を考えていきたいと思えます。

○高橋部会長 すみません。濱西専門委員がおっしゃったのですけれども、やはり全体の展望がないのは非常に困るのです。そういう意味でこの12種類の補助金、助成金も、制度設計はいろいろ変わるかもしれませんが、今、洗い出して、共通する部分はここで、はみ出す部分はここだという整理をしていただいて、一番早くどういう形でシステム化に向けて動くのだという工程表を作っていただかないと、テンポが本当に遅くなるのではないかと思いますので、そこはいかがでしょうか。

○田畑審議官 ○と△という形で記させていただいていますけれども、△についても当然事業主の利便性を勘案すれば、できる限り取り込めるものは取り込んでシステム化していくことが基本的なスタンスだろうと思えます。

今、部会長がおっしゃったように、来年の4月から予算が通りますれば、設計とかを行っていきますので、○をまずやって、それから△を考えるということではなくて、○△一緒に考えて、ただ、○がスタートしないと△が入りませんので、まずは○をできる限り早急にオンライン申請の手续に乗せると、それと余り時期が離れないように△のものについ

でも、順次サービスに乗せていくといったことを勘案しながら設計、それから開発は進めていくように考えていきたいと思います。

○高橋部会長 今おっしゃっていただいたように、洗い出しはしていただくということだと思います。洗い出した結果、近いところからどういう形でできますという、もうちょっと具体的な展望について、また時期が過ぎたところで洗い出しの結果を含めて、工程表みたいなものをお出しいただきたいと思います。そのときは御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 その新しい工程表をお出しいただくときには是非、今日の経産省の資料で1-1の1ページ目に記載されている、「Business Process Re-engineeringを行った上で標準化されたプロセスでなければ、使いやすいサービスは実現できない」ということを根幹に置いて策定するようにお願いしたいと思います。先ほど堤専門委員が具体的におっしゃったような、作文ではなくて選択肢的にどういうカリキュラムを何回だとか、そういうところの見直しを是非盛り込んだ工程表にさせていただければと思います。

お願いします。

○田畑審議官 繰り返して恐縮でございますが、それぞれの助成金の支給目的と、やはり適正な受給は、我々事務方としては考えないといけない部分ではございますが、無駄な書類を出させているとか、必要のないことを求めていることについては、当然、見直す必要があると考えますので、それについてはこれからも引き続き検討して参りたいと思います。

○林委員 ある程度トレードオフのところはあると思うのです。

○高橋部会長 是非そういうIT化の趣旨も踏まえて見直していただければありがたいと思います。

お時間を大分超過して恐縮でしたが、ここまでとさせていただきます。引き続き御協力のほどよろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

○田畑審議官 よろしくお願ひします。

○高橋部会長 本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議については、後日、事務局から連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 では、委員の方は御連絡がございますのでお残りいただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。